

令和6年4月から新たに設定する利用定員について

1. 利用定員について

「利用定員」とは、施設型給付又は地域型保育給付の対象として確認の申請を行う際に「認可定員」の範囲内で設定する定員のことです。

2. 新たに設定する利用定員について

【既存施設の認可定員】

施設種別	公私立の別	園名	定員種別	定員合計	保育部分			教育部分
					3号		2号	1号
					0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳
幼稚園	私立	大阪愛徳幼稚園	認可定員	210	-	-	-	210
小規模保育	私立	あいとくナーサリー	認可定員	15	3	12	-	-



【新設される施設の認可定員・設定する利用定員（案）】

施設種別	公私立の別	園名	定員種別	定員合計	保育部分			教育部分
					3号		2号	1号
					0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳
認定こども園	私立	幼保連携型認定こども園 大阪愛徳幼稚園	認可定員	135	3	12	42	78
			利用定員 (案)	135	3	12	42	78